

## 日本図書館情報学会規約

最終改正：2015年7月1日

(名称)

第1条 本会は、日本図書館情報学会(Japan Society of Library and Information Science)と称する。

(事務局)

第2条 本会に事務局をおく。事務局に関する規程は、理事会の承認を経て常任理事会がこれを定める。

(目的)

第3条 本会は、図書館情報学の進歩発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 機関誌および図書館情報学文献の刊行
- (2) 研究成果発表のための集会
- (3) 共同研究・調査
- (4) 国内外の関係団体・機関との連絡および協力
- (5) その他必要と認める事業

(会員の種類)

第5条 本会の会員の種類は、正会員、学生会員、団体会員、賛助会員および名誉会員とする。

2 正会員は、図書館情報学研究ならびに図書館業務にたずさわるもの、および図書館情報学に関心のあるものとする。

3 学生会員は、図書館情報学を研究している学生、および図書館情報学に関心のある学生とする。

4 団体会員は、図書館および類縁機関とする。

5 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人または団体とする。

6 名誉会員は、図書館情報学および本会に功労のあったもののうちから、総会決議をもって推薦されたものとする。

(入退会)

第6条 本会に入会しようとするものは、申込書に所定事項を記入して申込み、常任理事会の承認をえなければならない。正会員、学生会員、団体会員として認められたものは、入会金を納めるものとする。

- 2 会員は、当該年度の年会費を前納するものとする。
- 3 年会費を滞納したものは、退会したものと認めることがある。
- 4 退会するものは、退会の理由をつけて届出るものとする。

(会員の権利)

第7条 会員は次の権利を有する。

- (1) すべての会員は、本会の機関誌の配布をうけることができる。
- (2) 正会員、学生会員は、本会の機関誌へ投稿することができる。
- (3) すべての会員は、本会が開催する研究集会への参加ができる。
- (4) 正会員、学生会員は、本会が開催する研究集会における研究発表の申込みができる。
- (5) 正会員は、総会参加と議案提出ができる。
- (6) 正会員は、役員選挙・被選挙権を有する。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 1名

常任理事 6名

理事 21名 (副会長および常任理事を含む)

ただし、第9条第4項にいう会長指名常任理事が、同条第2項にいう投票によって選出された理事でないときは、理事22名とする。

監事 2名

2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の責務を代行する。

3 理事会は、会長および理事によって構成される。理事会は、本会の企画を審議決定し、運営に責任を負うもので、年1回以上、会長が招集して開催する。理事会は、欠席理事の委任状を含めて、構成メンバーの3分の2以上の出席で成立する。

4 常任理事会は、会長、副会長、常任理事によって構成される。常任理事会は、理事会および総会の決定に従い会務を常時執行するもので、必要に応じて会長が招集して開催する。常任理事会は、構成メンバーの3分の2以上の出席で成立する。

5 監事は、本会の事業および会計を監査する。

(役員を選出・任期)

第9条 前条のうち、会長は、正会員から無記名投票によって選出する。

2 理事21名は、正会員から無記名投票によって選出する。

3 副会長は、理事の互選によって選出する。

4 常任理事6名のうち、5名は理事の互選により、1名は会長指名によって選出する。

5 監事2名は、正会員から無記名投票によって選出する。

6 役員任期は3年とする。

7 通算5期、理事にあったものは、理事につくことができない。ただし、副会長および第9条第4項にいう会長指名常任理事としての任期は含めない。

8 会長、副会長、常任理事、監事については、このときまで連続して2期、同一役職にあるものは、当該役職につくことができない。

9 役員選出に関する規程は、別に定める。

(役員補充)

第10条 本会の役員に欠員ができ、会の運営に支障を生ずるおそれがあるときは、前条の規定によって補充することができる。

2 補充した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員欠員補充に関する規程は、別に定める。

(総会)

第 11 条 総会は、欠席正会員の委任状を含めて、正会員の 5 分の 1 以上で成立する。

2 総会は毎年度の基本的な方針を検討決議し、議決を要する場合は出席正会員の過半数で決定する。

3 総会は、毎年 1 回会長が招集して開催する。正会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合は臨時に総会を開催しなければならない。

4 総会は、通信形態で開催することができる。この場合には、投票を以て出席とみなす。

(委員会)

第 12 条 常任理事会は、事業遂行のため、総務、財政、編集、研究等の専門委員会をおくことができる。

(会計)

第 13 条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金およびその他の収入による。本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

(入会金・会費)

第 14 条 本会の入会金および会費の額は、理事会の承認を経て常任理事会がこれを定める。入会金および会費に関する規程は、別に定める。

(規約の変更)

第 15 条 本会の規約を変更しようとするときは、理事会の議を経て、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

付則

- 1 この規約は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 日本図書館学会規約（昭和 28 年 6 月 4 日）は廃止する。
- 3 この規約施行以前に本会の会員であったものは、第 6 条第 1 項は適用されない。

付則 この規約は、昭和 53 年 10 月 29 日から施行する。

付則 この規約は、平成 4 年 7 月 22 日から施行する。

付則 この規約は、1998 年 10 月 1 日から施行する。

付則

- 1 この規約は、2006 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条第 7 項でいう「通算」は、2005 年度から始まる期の役員就任から起算する。

付則 この規約は、2015年10月1日から施行する。